

創業や新分野展開を希望するかた必見！  
(創業5年未満)

# 秋田市クラウドファンディング型 ふるさと納税活用補助金

クラウドファンディングを活用し、秋田市内で地域の課題解決を図る方に対して費用の一部を補助します。

クラウドファンディングに挑戦してみたい方は、まずは商工貿易振興課にお問い合わせください！

ふるさと納税寄付金額  
+  
最大 **100** 万円  
上乗せ補助

## 補助対象者

- ・市内で新たに起業する方
- ・事業開始後5年を経過していない市内の中小企業者
- ・従来と異なる業種へ新分野進出する市内の中小企業者
- ・新商品開発を行う市内の中小企業者

## 募集期間

令和3年4月5日から令和3年7月30日まで募集中  
※応募後、審査会による審査を行います

## 制度イメージ



PR効果  
抜群！

良質な  
ファンを  
獲得！

新たな  
資金調達に！

事前  
マーケティング  
にも最適！



## お問い合わせ先(申請書・事業内容等)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市産業振興部商工貿易振興課 商工振興担当  
TEL 018-888-5728 FAX 018-888-5727  
E-mail ro-inpr@city.akita.lg.jp



秋田市 クラウドファンディング 補助金

検索



## 補助金交付対象者

補助金交付対象者は、本市において事業を行う、次の1から6まですべての要件に該当する方

- 次のいずれかに該当する方
  - 新たに起業する方
  - 事業開始後5年を経過していない中小企業者
  - 従来とは異なる業種へ新分野進出する中小企業者
  - 既存事業において新商品開発を行う中小企業者
- 本市に住所を有する個人又は、本市に本店の住所を有する法人
- 寄付額が目標金額に達しなかった場合においても事業を実施できる事業であること
- 事業の実現性および成長性が見込まれるものであること
- 市税に滞納がないこと
- 国、県または市等から現に同様の目的の補助金もしくは交付金の交付を受けていないこと

## 対象事業

次のいずれかに該当する事業であること

- 地域資源を活用した事業
- 地域課題解決に資する事業

## 提出書類

- 事業計画書
- 住民票（法人にあつては履歴事項全部証明書）
- 直近1年分の決算書または確定申告書（既に起業している方のみ）
- 完納証明書（申請月に発行されたもの）
- 許認可証等の写し

※この他、審査委員会での審査において、必要な資料を提出いただく場合があります。

## 補助対象経費等

補助対象および補助率等は以下のとおり。

- 寄付による補助  
補助率 100% 限度額 なし
- 本市による上乗せ補助  
※ 施設設備費、機械装置費、備品費のみ対象  
補助率 50% 限度額 100万円

補助対象経費は、次に定める経費のうち、市長が当該補助事業の実施に必要と認めるものとする。

### 施設整備費

事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および建築物に係る設計、工事管理、建築工事、修繕および購入に係る経費

### 機械装置費

事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事管理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費

### 備品費

事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費

### 報償費

事業の遂行に必要な専門家、外部協力者等への報償等に係る経費

### 使用料および賃借料

事業の遂行に必要な会議室、会場等の使用に係る経費

### 広告宣伝費

ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット、チラシ作成等に対する経費

### 委託費

事業遂行に必要な業務に係る専門機関等への調査委託費

### 申請手数料等

会社等の設立に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費または産業財産権の所得に要する経費

### 開発費

製品の試作開発に係る原材料費および加工費等

### 人件費

事業実施にあたり雇い入れた者で、雇用保険に加入している者の給与および手当。

※1 交付決定後（事前着手届を提出した場合は届出以降）に雇用した本市に勤務する者に限る。

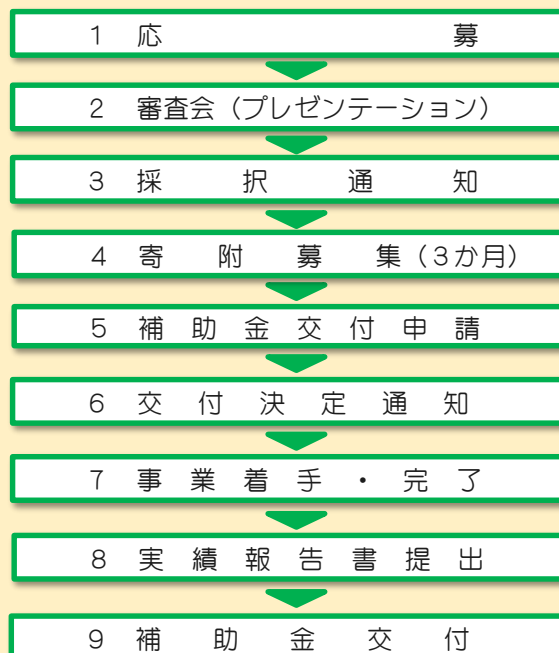
※2 事業主及び親族専従者の給与・手当、役員報酬は対象外です。

## 補助金交付までの流れ

※1 交付決定通知の前に着手した事業は補助対象外となりますが、事前着手届を提出した場合は、届出日から事業開始することができます。

※2 寄附額が確定後に、寄附額を上限とし、概算払を請求できます。

※3 本市による上乗せ補助については、寄附額または100万円のいずれか少ない額となります。



※実績報告書は、遅くとも令和4年3月15日までに提出する必要があります。